

クレーン取り扱い業務等特別教育講座受講報告

工作部門 機械加工技術班 石 夢燕

1. はじめに（目的等）

機械加工業務を行う際、重量物を運搬する作業が伴うケースがある。その運搬作業の省力化や合理化においてクレーンは不可欠なものとなっている。しかし、クレーンは重量物を運搬する機械であり、取り扱いを誤った場合には大きな事故、災害につながる恐れがあるため、労働安全衛生法第59条によりクレーンの運転業務に就く際には、特別教育の受講が必要である。災害を防止するために、クレーンの運転に関する知識、技能を身につけることを目的とする。

2. 期間・場所

期間：令和4年1月24日 ～ 令和4年1月25日 2日間

場所：東広島地域職業訓練センター

3. 参加者等

学科及び実技5人

4. 研修内容

学科講習（1.5日間）：

1. クレーンに関する知識
2. クレーンの取り扱い
3. 原動機及び電気に関する知識
4. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
5. クレーンの運転のための合図
6. 関係法令

実技講習（0.5日間）：

1. クレーンの運転方法
2. 障害物の回避方法
3. 「地切」前準備の「重心」合わせの方法
4. 荷の揺れの解消方法

5. まとめと感想

クレーンの運転には様々な危険が潜んでいると理解した。今回の講習で学んだ知識を意識し、原理原則を守り危険行為をしないようクレーンを日々の業務に活用していきたい。